



12. 妊活応援事業

担当課: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

市では、妊娠を望み不妊治療などを行っているご夫婦に、その治療費の一部を助成しています。申請をする場合は事前にこども・子育て課まで電話連絡をお願いします。詳しくはホームページをご確認ください。

助成対象者

- 夫婦の双方が1年以上継続して山梨市に住所があること
- 法律上の婚姻または事実上婚姻関係にあること
- ご夫婦ともに健康保険に加入していること
- 医療機関で不妊治療、不育症治療、不妊症検査、不育症検査を行っていること

申請期限

- 治療や検査が行われた日の属する年度の翌年度末まで

助成内容

内容	助成限度額(年額)
不妊治療	50万円
不育症治療	15万円
不妊症・不育症検査	5万円

- 助成限度額は夫婦合算の金額です。
- 助成回数の制限はありません。
- 高額療養費の対象となる場合があります。
申請の前にご加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。



妊活応援事業



～山梨労働局雇用環境・均等室よりお知らせ～

働く女性・男性のための 妊娠・出産・育児に関する制度

事業主に申し出ることによって、妊娠、出産・育児についての支援制度が受けられます。詳しくは、勤務先や加入している健康保険組合へお問い合わせください。

★ 母体の健康管理

- 妊産婦(妊娠中および出産後1年を経過しない女性)は、保健指導または健康検査を受けるために必要な時間を確保することができます。
- 妊産婦が医師などに指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、妊娠中の通勤緩和、勤務の軽減や休憩、つわりや切迫流・早産などの症状などに対応する措置を講じなければなりません。

※主治医などから指導があった場合は、指導事項を的確に伝えるため「**母性健康管理指導事項連絡カード**」を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

★ 産前・産後休業

- 妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業、重量物を取り扱う一定の有害な業務への就業が制限されています。

★ 育児休業

- 原則として子が1歳になるまで、男女を問わず取得することができます。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 山梨労働局雇用環境・均等室

〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1-11 TEL 055-225-2851

スマホ・パソコンから検索

山梨労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku>

または

山梨労働局

検索



山梨労働局は働きながらお母さん・お父さんになるあなたを応援します！